

会員各位

書類送付のご案内

東京税理士会日本橋支部
事務局

〒103-0013
中央区日本橋人形町3-11-10
ホック人形町ビル2F
Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727
mail : t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の書類をご送付させて頂きましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ◆ 日本橋支部新年賀詞交歓会開催のご案内
- ◆ 研修会開催のご案内
 - ◆ 1/16 日本橋支部新春講演会開催のご案内
 - ◆ 12/20 DVD 研修「非上場株式の低額譲渡時の課税関係と実務対応」
 - ◆ **再案内** 12/ 8 年末調整
 - ◆ 雑談室開催案内（12月、1月）
 - ◆ 12月の東京税理士会会員研修会
- ◆ 令和4年度租税教育養成研修会（新規登録）第4回のご案内
- ◆ **再案内** 令和4年分所得税確定申告無料相談、並びに商工会議所及び日本橋法人会等税務相談への参加のお願い
- ◆ 令和4年度中央都税事務所との協議会における税理士会からの質問・要望事項に対する中央都税事務所からの回答および要望
- ◆ 女子部日本橋税務署長講演会のご案内
女子部イベントのお知らせ
- ◆ 京橋支部ゴルフ部との交流戦のお知らせ
- ◆ 歌舞音曲部忘年会のお知らせ
- ◆ 日本橋税務署からのお知らせ
- ◆ 日税ビジネスサービスからのお知らせ
- ◆ 令和4年分確定申告の早見表

連絡文書メール配信受付中です！

連絡文書のメール受取りにご協力お願いします。

- ◆ メールアドレス densihaihu@nihonbashi-tax.jp
- ◆ 件名 「連絡文書送付方法について」
- ◆ 本文 お名前、登録番号をご記入ください

令和4年11月吉日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
日本橋税理士政治連盟
会 長 小 山 栄一

日本橋支部新年賀詞交歓会開催のご案内

支部会員の皆様におかれましては益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

今年度は新年賀詞交歓会を下記要領にて開催いたします。ご好評いただいております第一部新春講演会も併せて開催いたします。会員皆様との親睦を深めていただき、今後の業務活動の一助となれば幸いです。万障お繰り合わせのうえ、ご参集くださいますようお願い申し上げます。毎回大変ご好評いただいております『福引大会』は、今回も素晴らしい企画を考えております。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、着席による正餐のため事前予約定員制で申込みに締切日がございます。また、感染予防対策の観点から、挨拶等による席の異動は出来ません。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

1. 日 時 令和5年1月16日（月） 午後5時30分より

2. 会 場 ロイヤルパークホテル 2F 有明の間

東京都中央区日本橋蛸殻町2-1-1 Tel 03(3667)1111

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の□欄にレを入れて下さい。
折り返しFax（メール、郵送）いたします。

3. 会 費 無料

4. 申込方法 Fax 下記「参加申込書」にご記入の上、そのままお送り下さい。
FAX送付先 支部事務局 03(3639)1727
メール 件名「1/16賀詞交歓会参加」、本文に、登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。
メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* 上記でお申込の出来ない方はお電話でも受付けております。
Tel 03(3662)3979 支部事務局

5. 定 員 100名（先着順）

6. 申込期限 12月26日（月）

★急なご欠席の場合は5年1月10日（火）まで支部事務局へ必ずご連絡下さい。

Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727

参 加 申 込 書

ご 芳 名

登録番号

会場案内図希望します。

Fax 返送先 支部事務局 03(3639)1727

令和4年11月18日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研修部長 塩谷 満
日本橋税理士政治連盟
会 長 小 山 栄一
東京税理士協同組合共催

日本橋支部新春講演会開催のご案内

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。
今回は、新年賀詞交歓会第一部として新春講演会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

なお、新春講演会後に賀詞交歓会を開催いたしますので、併せてお申し込みください。

開催日時：令和5年1月16日（月）午後3時30分～午後5時00分

会 場：ロイヤルパークホテル 2F 春海の間

TEL 03 (3662) 3979

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-11-10 ホック人形町ビル2F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にシを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

開催内容：「元刑事が教える！
税務調査、決算で役立つ人間心理の見抜き方」

講 師：森 透匡（もり ゆきまさ）氏

一般社団法人日本刑事技術協会 代表理事、経営者の「人の悩み」解決コンサルタント 警察の元警部。詐欺、横領、贈収賄事件等を扱う知能・経済犯担当の刑事を約20年経験。
約20年の刑事経験を基に、「ウソや人間心理の見抜き方」を主なテーマとし、大手企業、経営者団体、行政など全国180か所以上で講演や研修を行う。
2020年には大手エージェントの1万人以上の講師の中から全国No.1 人気講師に選出された。
著書に『元知能犯担当刑事が教えるウソや隠し事を暴く全技術』（日本実業出版社）、『刑事(デカ)メンタル』（ダイヤモンド社）などがある。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「1/16講演会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 12月26日（月）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

Fax 送付先（日本橋支部） **03-3639-1727**

令和4年11月18日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研 修 部 長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

DVD 研修会のご案内

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。
今回は、過去東京会で開催されました研修会の、DVDの視聴による研修会を行ない
ます。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がござ
います。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

開催日時：12月20日（火）17時30分～20時00分

会 場：日本橋支部会議室

TEL 03 (3662) 3979

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-11-10 ホック人形町ビル 2F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にシを入れて
て下さい。折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

開催内容：【テーマ】非上場株式の低額譲渡時の課税関係と実務対応
（会員研修会第18回）

【講 師】税理士・中小企業診断士
渡邊 正則 氏

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「12/20 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の
上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 20名（先着順）

締 切： 12月13日（火）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

再案内

令和4年11月18日

このご案内は、全会員宛となっておりますので、既にお申込をいただいた先生へも届いてしまいますことをご容赦下さい。

締切日は過ぎておりますが、お席に余裕がございますのでご案内申し上げます。

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研修部長 塩谷 満
東京税理士協同組合共催

年末調整研修会のご案内

日本橋支部研修部から研修会開催のお知らせです。

例年通り、日本橋税務署・中央区役所担当官に年末調整についてのご説明を
お願いしますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員100名の事前
予約制（1事務所1名）申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申
し込みくださいますよう宜しくお願い致します。

開催日時：12月 8日（木） 13:30～15:30

講 師：日本橋税務署 担当官
中央区役所 担当官

会 場：東京証券会館ホール
中央区日本橋茅場町 1-5-8

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入
れて下さい。折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03（3639）1727 支部事務局

② Eメール 件名「12/8 研修会参加」、本文に、会員は登録番号、連絡先を、
職員は事務所名、参加人数をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03（3662）3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 12月 1日（木）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

12月 8日（木）の研修会に参加いたします。

研修参加申込書

会場案内図希望します。

会 員 記 入 欄	氏名	登録番号
	事務所名	
職 員 記 入 欄		
連絡先 電話番号	()	Fax 番号 ()

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

令和4年11月18日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研 修 部 長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

雑談室のご案内

会員の皆様、いつも雑談室にご参加いただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、事前予約の定員制で開催することとなりました。

参加ご希望の方におかれましては、何卒ご理解のうえ締切日までにお申し込みくださいますようお願い致します。

*** 12月開催日が16日（金）に変更となりました。（先月ご案内では9日（金））**

開 催： 12月 日 時： 12月16日（金） 17時30分～
締 切： 12月 9日（金）

令和5年1月 日 時： 1月13日（金） 17時30分～
締 切： 1月 6日（金）

会 場： 日本橋支部会議室

申込方法： ① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「〇月〇日 雑談室参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

Tel 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 15名（先着順）

東京税理士会日本橋支部 行

参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 () メールアドレス	Fax 番号 ()
開催日時等 ※参加ご希望の口欄にレを入れ、参加方法に〇を付けてください	
12月16日（金） 17：30～	・ 締切日 12月 9日（金）
1月13日（金） 17：30～	・ 締切日 1月 6日（金）

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

令和4年11月18日

会 員 各 位

東京税理士会
日本橋支部事務局

12月の東京税理士会会員研修会

12月の東京会研修会は下記のとおりですので、お知らせいたします。

* 下記研修会のお問合せは、東京税理士会事務局業務研修課まで TEL (3356) 4467 (直通)

日 時	研修会名	内 容	場 所
12月2日(金) 10:00~12:00	第29回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ「消費税の誤りやすい事例を中心として」 講 師 東京国税局 担当官	なかのZERO 大ホール 中野区中野 2-9-7
12月2日(金) 13:00~15:30	第30回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ「法人税の誤りやすい事例を中心として」 講 師 東京国税局 担当官	
12月21日(水) 10:00~12:00	第31回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ「事例から読み解く減価償却資産の実務」 講 師 税理士・会員相談室相談委員 山下 雄次 氏	北とぴあさくらホール 北区王子 1-11-1
12月21日(水) 13:00~15:30	第32回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ「消費税インボイス制度関係」(仮題) 講 師 税理士 渡辺 章 氏	

オンデマンド配信研修…後日「研修サイト」にて配信しますので、事務所等で受講できる研修です。

令和4年11月15日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹田 修
租税教育推進委員長 青木 久直

“令和4年度 租税教育養成研修会”のご案内

会員の皆さま、いつも支部活動にご協力いただきありがとうございます。

東京税理士会において、標記研修会が下記の通り開催されます。租税教育講師新規登録・再登録希望で研修会参加を希望される会員は、支部事務局までお申込みください。

なお、税理士登録後1年未満の会員も登録研修が受講可能です。講師名簿への登録は、その年度中に税理士登録後1年を経過したとき本人の申し出により行われます。

東京税理士会の租税教育講師名簿の登録には、次の要件のうち、いずれか1つを充たしている必要があります。

【講師名簿への登録要件】

1. 「税理士登録時研修」修了者
2. 「法律基礎講座」受講修了者
3. 「補佐人制度大学院研修」修了者
4. 支部長から適任者として推薦を受けた者

新規・再登録希望者向け (全4回) 各回定員80名

[令和 4年度第4回] 日 時 令和 5年 2月 9日(木) 午前10時～午後0時30分
申込期限 2月 1日(水)

[場 所] 東京税理士会館 2階 大会議室

※ 新型コロナウイルス感染予防のため、状況によって変更する場合があります。予めご了承ください。

※ 変更が発生した場合は、東京会からEメールでご案内いたします。

[研修内容] 1. 「租税教育の本質」の考察及び学習指導要領に関する基本的考え方について
2. 日税連テキストに基づく授業の進め方について
(1) 模擬授業 (2) 日税連テキストと学習指導要領について

受講にあたっての留意点【重要】

1. 遅刻の取扱いについて

理由の如何に関わらず開始後15分までとし、それ以降の入室はできません。

2. 出席の取扱いについて

「受講票兼アンケート」の提出がない場合は、欠席扱いとなります。

なお、**受講票兼アンケートの提出をもって2.5時間の研修時間が付きます。**

申込方法 ① Fax 会員名、連絡先、希望日をご記入の上、お送りください。

Fax 送付先 03(3639)1727 支部事務局

② Eメール 件名「租税教育講師養成研修参加」、本文に会員名・登録番号・連絡先・希望日
メールアドレス・1～4の該当番号と修了日をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。TEL 03(3662)3979 支部事務局

会員氏名	登録番号
連絡先 ()	希望日
メールアドレス	登録要件1～4 該当番号と修了日

再案内

令和4年11月14日

会員各位 このご案内は、全会員宛となっておりますので、既にお申し出を頂いた先生へも届いてしまいますことをご容赦ください。

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹田 修
総 務 部 長 増田 和弘
税務支援対策部長 池上 大二

令和4年分所得税確定申告無料相談、並びに商工会議所 及び日本橋法人会等税務相談への参加のお願い

支部会員の皆様方におかれましては、常日頃支部行事に多大のご理解とご協力を賜り誠に有り難うございます。

さて、税務支援事業である表題の無料相談を下記日程等により実施いたしますので、会員の皆様のご参加とご協力をお願い申し上げます。

なお、会員は社会貢献策としての税務支援事業への従事が義務化されておりますことをご理解いただき、積極的な参加を重ねてお願い申し上げます。

(参考) 改正後の東京税理士会会則 63 条

本会は、連合会の会則の規定に従い、次の各号に掲げる税務支援を実施する。

1. 税務支援（小規模納税者に対する税務支援をいう。）
2. 税務指導（前号以外の者で本会が指導を必要と認めるものに対する税務支援をいう。）
- 2 前項に規定する税務支援は、会員の業務を侵害することのないよう実施しなければならない。
- 3 **会員は、本会が実施する税務支援に従事しなければならない。**

記

1. 確定申告無料相談

- (1) 場 所 日本橋公会堂
- (2) 期 間 令和5年 2月 8日(水)、9日(木)、10日(金)、13日(月)
2月 14日(火)、
- (3) 時 間 9時30分～17時
- (4) 日 当 未 定

2. 税理士記念日無料相談

- (1) 日 程 令和5年 2月22日(水) (予定)
- (2) 場 所 未 定
- (3) 時 間 10時～16時
- (4) 日 当 未 定

3. 税を考える週間無料相談

- (1) 日 程 令和5年11月13日(月) (予定)
- (2) 場 所 地下鉄 三越前駅 銀座線・半蔵門線連絡通路、日本橋プラザ1F 玄関入口
- (3) 時 間 10時～13時(日本橋プラザは11時～12時)
- (4) 日 当 未 定

4. 商工会議所並びに日本橋法人会税務相談

当支部では毎月、掲記の対象団体との協調の下で各種税務相談を実施しております。それぞれの場所毎に日当は異なりますが、この相談へ会員皆様方多数のご参加ご協力をお願いいたします。

5. 支部無料税務相談

- (1) 日 程 毎月第二水曜日
- (2) 場 所 日本橋支部事務局
- (3) 時 間 13時30分～16時30分
- (4) 日 当 未 定

次頁へ

◆申込方法：① F a x 下記参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 下記参加申込書の内容をご記入いただき、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* 上記でお申込のできない方はお電話でお申込下さい。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

◆申込期限： 1 1 月 3 0 日 (水)

* ご担当希望が重複したときには、当方で調整の上ご案内いたします。ご了承ください。

令和5年各種無料相談参加申込書

会員氏名

税理士区分 開業税理士 社員税理士 所属税理士

参加できる次の1~5の番号に○印をつけ、日程の指定等の右側の□欄にレをご記入下さい。

* 参加日に制約がある場合は、アンダーライン上に参加できる日をご記入下さい。

1. 確定申告無料相談

令和5年2月 8日(水)、9日(木)、10日(金)、13日(月)

2月14日(火) _____

日は特定しない

2. 税理士記念日無料相談

令和5年 2月22日(水) (予定)

3. 税を考える週間無料相談

令和5年11月13日(月) (予定)

4. 令和5年度各種税務相談

◆商工会議所 _____

月は特定しない

◆法人会 _____

月は特定しない

5. 令和5年度支部無料税務相談 _____

月は特定しない

Fax 返送先 支部事務局 03 (3639) 1727

中央都税事務所への質問・要望事項に対する回答

eLTAX関係

要望事項① eLTAX の利用時間を拡大してほしい。

※電子申告は国税・地方税を同時に行う場合がほとんどなので、受付時間を e-Tax と同じ時間帯にしてほしい。昨年、システムメンテナンスやバージョンアップ等に対応が難しいとの回答があったが、国税では行っているため、地方税共同機構でできないわけがないと思います。

※24時間受付よりも、通年の土日受付対応を優先してほしい。

(日本橋①・京橋① 継続)

【回答】

eLTAX では、令和元年9月から年末を除く毎月の最終土日に稼働しております。また、1月15日から31日は最繁忙期として休祝日を含めた毎日24時間運用を、2月1日から3月15日は繁忙期として休祝日を含めた毎日運用しております。

昨年度と同じ回答となり申し訳ございませんが、通年の土日受付対応等稼働日の増加や24時間受付等利用時間の延長は、システムメンテナンスやバージョンアップ等があり、難しいところであります。引き続き、地方税共同機構に対して、さらなる利用者の方の利便性の向上を図るよう、お伝えしてまいります。

(法人事業税課)

要望事項② eLTAX(PCdeskWeb版)の対応ブラウザを拡大してほしい。

※特に Google Chrome への対応。(スマホだけでなく)

(日本橋②・京橋② 継続)

【回答】

現在、eLTAX 対応の Web ブラウザとしましては、Microsoft Edge、Google Chrome (令和4年3月追加)、Microsoft Internet Explorer11、Safari があります。また、スマートフォンの場合は Chrome、Safari が対応しています。

納税者の利便性向上の観点から、対応ブラウザを拡大するよう地方税共同機構に働きかけを行ってまいります。

(法人事業税課)

- 要望事項③ 電子的提出について、国税同様に添付書類の省略を図ってほしい。
eLTAX も、e-TAX 同様に添付書類の省略を図ってほしい。
※行政機関間の情報連携の仕組みについて昨年度検討されていると思いますが、結論は？
※添付が必要な添付書類の容量を大きくしてほしい。

(日本橋③・京橋③ 継続)

【回答】

法人設立届及び異動届の記載事項のうち、資本金の額や設立年月日等の登記事項については、現在は、登記事項証明書以外に確認手段がないため、法人設立届及び異動届への登記事項証明書の添付をお願いしております。(東京都都税条例施行規則第12条の2)

法務省では、登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、2020年(令和2年)10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン(共通APIやGUI機能)で提供することが可能となったところですが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)」によると、『地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向けた検討を行うため、令和5年度(2023年度)までに、利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施する。』とされています。

国の動向を注視しながら、東京都としても登記事項証明書の添付省略について検討してまいります。当面の間は、本都に提出する法人設立届及び異動届への登記事項証明書の添付について、貴会のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(法人事業税課)

- 要望事項④ eLTAX の新規届出の完了通知に時間が掛かりすぎるので、迅速に対応してほしい。
eLTAX で異動届を提出すると「審査」となり、受付結果通知に時間が掛かるので迅速に対応してほしい。
※東京都は遅くとも翌日には通知が来るが、地方には一週間掛かることもある。

(日本橋④ 継続・京橋④ 新規)

【回答】

利用届出、異動届の審査手続きにつきましては毎日行っておりますが、送信のタイミングによってはお待たせしてしまうこともあり、申し訳ございません。なお、地方公共団体の審査が完了していなくても、利用届出を提出いただければ、すぐに申告データの送信等を行うことはできますが、東京都としましては、今後とも速やかに審査を行うよう努めてまいります。

(法人事業税課)

- 要望事項⑤ PCdesk のダウンロード版と WEB 版の機能を統一して欲しい。
※プレ申告データのダウンロードくらいは WEB 版でもできるようにしてほしい。
※その後の改良等は？

(日本橋⑤・京橋⑤ 継続)

【回答】

申告に関する手続きにつきましては、ダウンロード、インストールしてご利用していただくことが多いことから、WEB 版では機能を制限しております。

なお、利用届出の各機能を PCdesk (WEB 版) でも実施できるよう、令和 4 年 3 月から機能が追加されております。機能の統一化につきましては、引き続き、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

- 要望事項⑥ ダイレクト納付の開設手続きを簡素化して欲しい。
※従来の要望に対する検討は。
都税の電子納税 (ダイレクト納付手配、Pay-easy による納付) のやり方を、もう少しわかりやすい方法にしてほしい。

(日本橋⑥ 継続・京橋その他③ 新規)

【回答】

今回ご要望のありました内容につきましては、地方税共同機構へ要望して参ります。

(徴収課)

- 要望事項⑦ eLTAX には暗証番号の変更届が無い (わからないときには利用者 ID から取り直しになる) ので、変更届を出せるようにしてほしい。
※e-Tax にはある暗証番号の再発行手続きを、eLTAX でもできるようにしてほしい。

(京橋⑥ 新規)

【回答】

eLTAX へログインする際の暗証番号をお忘れの方は、eLTAX のホームページから、暗証番号再設定申請をしていただくこととなりますが、eLTAX に登録している e-mail アドレスが不明な場合又はご使用になれない場合は、暗証番号再設定申請をご利用いただけないため、利用届出 (新規) を行い、利用者 ID を取得し直ししていただく必要がございます。

e-Tax においては、所轄の税務署に「暗証番号等の再発行」をインターネットによるオンライン又は書面で提出することにより、後日、届出をした税務署から通知書により暗証番号が通知されております。

ご要望につきましては、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

固定資産税関係

要望事項① 名寄帳の縦覧期間を延長してほしい。もしくは、申請によりいつでも縦覧できるようにしてほしい。

(日本橋① 新規)

【回答】

縦覧期間については、地方税法第416条において、毎年4月1日から、4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間とする旨規定されています。東京都では、第1期納期限である6月末日を縦覧期間の終期としております。

(固定資産税課)

要望事項② 固定資産税の課税明細書について、共有物件の場合は共有者全員に送付してほしい。

(京橋① 継続)

【回答】

共有の固定資産については、筆頭者に対して納税通知書及び課税明細書を送付しています。また、一定の要件を満たし、かつ、共有者全員の合意に基づく申出があった場合は、それぞれに納税通知書及び課税明細書を送付したうえで、持分に応じた納付の取扱いを行っています。

なお、名寄帳により税額を把握することも可能です。4月から6月の縦覧期間中に窓口で申請すると、共有者の方も無料で名寄帳を取得できます。

(固定資産税課)

要望事項③ 償却資産の申告期限を法人住民税及び事業税の申告期限と統一してほしい。
※その後、検討されているでしょうか。

(日本橋②・京橋② 継続)

【回答】

固定資産税（償却資産）と法人住民税等とで異なっている申告期限を一致させることは、申告事務に係る負担軽減や申告漏れを防ぐ観点から有効と認識しています。

一方で、すでにご承知のこととは存じますが、固定資産税（償却資産）の申告制度は、全国一律の制度となっていることから、これを見直すにあたっては地方税法の改正が必要です。

なお、国も関与する（一財）資産評価システム研究センターの調査研究委員会では、平成29年度及び30年度において、申告制度の検討を行いました。申告期限の見直しには、納税義務者・課税庁双方に解決すべき課題があることから、直ちに直しを行うことは難しいとされたところです。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

(固定資産税課)

要望事項④ 30万円未満の少額減価償却資産は償却資産税の対象外としていただきたい。
昨年、東京都が独自に行うことは困難との回答だったが、煩雑さを無く観点から国税と統一を図るために東京都が中心となって検討・上程していただけないか。
(日本橋③・京橋③ 継続)

【回答】

法人税及び所得税においては、中小事業者等を対象に30万円未満の減価償却資産について、全額を損金又は必要な経費に算入する特例制度が租税特別措置法に規定されています。

一方、固定資産税（償却資産）の内容は、地方税法に規定されており、法人税等と同様の取扱いとするためには法改正が必要です。

なお、法人税等が各事業年度の所得に対して課税するものであるのに対し、固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して、固定資産の価値に対して毎年度課税するものであり、両税の性格が異なることから、少額資産に関する取扱いの差異が生じているものです。

(固定資産税課)

その他の要望

要望事項① 東京都における固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について今後も継続してほしい。

- (ア) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- (イ) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- (ウ) 商業地等の固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置

(日本橋①・京橋① 継続)

【回答】

- (ア) 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置は、都民の定住確保、市価高騰に伴う負担緩和の見地から昭和63年度に創設し、都独自の措置として実施してきたものです。今回、継続の要望があったことを、資産税部へ伝えます。
- (イ) 小規模非住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置は、過重となっている23区の非住宅用地の税負担を緩和するとともに、厳しい経済状況下における中小企業への支援を行うため平成14年度に創設し、都独自の措置として実施してきたものです。今回、継続の要望があったことを、資産税部へ伝えます。
- (ウ) 商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限引下げ措置は、全国に比べ過重となっている23区商業地等の負担の緩和を図るため平成17年度に導入し、負担水準が65%を超える場合に、条例により65%の水準まで税額を減額する措置として実施してきたものです。今回、継続の要望があったことを、資産税部へ伝えます。

(固定資産税課)

要望事項② 新型コロナ関連 固定資産税の減免申請について、令和3年度で終了しているが、コロナの完全収束までは今後も継続してほしい。また、各市町村で様式が違うので、各市町村及び税目等にかかわらず様式を統一して欲しい。eLTAXで申請できるようにしてほしい。

(日本橋② 継続)

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、固定資産税及び都市計画税の負担を軽減することを目的として地方税法附則第63条により創設された制度であり、延長には法律の改正が必要ですのでご理解いただけますと幸いです。なお、ご要望があったことを資産税部へ伝えます。

(固定資産税課)

要望事項③ eLTAX の納税システムで住民税の特別徴収の納付指定日が3か月分しか設定できない。1年分の設定ができるようにしてほしい。

(日本橋③ 新規)

【回答】

住民税の特別徴収は、中央区役所が所管しておりますので、そちらにご要望願います。

(徴収課)

要望事項④ 法人住民税申告書（第六号様式）の税目がわかりにくい。線で区切るなどして税目ごとにわかりやすくしてほしい。

(京橋② 継続)

【回答】

申告書第六号様式につきましては、昨年度からご要望いただいているところでございます。ご要望があったことにつきましては、引き続き、本庁部門に申し伝えてまいります。

(法人事業税課)

要望事項⑤ eLTAX 地方税ポータルシステムについて、案内（パンフレット、HP）を充実させてほしい。

ダイレクト納付も含め、非常に便利なシステムなので普及させたい。アナウンス用のパンフレットがあれば研修でも配布したい。

(日本橋④ 継続)

【回答】

今回ご要望のありました内容につきましては、地方税共同機構へ要望して参ります。

アナウンス用パンフレットにつきましては、既存のものが2種類ございますので、ご要望があれば必要枚数をお届けいたします。

(徴収課)

要望事項⑥ Pay-easy を利用して納付する際、「ヴ」が使えないので使えるようにしてほしい。

(京橋④ 新規)

【回答】

今回ご要望のありました内容につきましては、地方税共同機構へ要望して参ります。

(徴収課)

中央都税事務所からの要望

固定資産税関係

要望事項① 納税義務者が、都内に住所等を有しない場合、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定める必要があります（地方税法第355条第1項、都税条例第125条第1項）。しかし、近年、外国に住所を有する、または外国へ転居する固定資産税、不動産取得税の納税義務者が増加している状況において、納税管理人の申告がなされない事案が増えています。こうした場合、納税通知書を不動産登記簿上の外国住所に送付する必要がある、または送付先が不明となるなど、適正、公平な賦課徴収に支障をきたしています。こうしたことから、税務に携わる皆さまに都税の納税管理人制度をご理解いただくとともに、外国に住所を有する顧客へご案内いただければ幸いです。

(固定資産税課)

令和4年11月18日

女性会員各位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
副支部長 梅田 文江
世 話 役 一 同

日本橋税務署長講演会のご案内

会員の皆様、いつも日本橋女子会にご参加いただきありがとうございます。
今回は研修会のご案内です。

7月に大阪国税不服審判所 部長審判官から日本橋税務署署長に着任なされた幸安夫署長に「査察」についてご講義を頂きます。

査察による強制的な調査を経験した人は少ないとは思いますが、査察に対して興味をお持ちの方は多いのではないのでしょうか？

今回は東京国税局査察部での実務を元に、極めて貴重なご講義を拝聴できるものと思います。「査察」について何か幸署長にご質問をしたいことがありましたら事前に受付けを致しますので11月25日までに事務局にメール等でお知らせ下さい。是非皆様のご参加をお待ちしております。

新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制でお願いしております。何卒ご理解の上お申し込み下さいますよう宜しくお願い致します。

開催内容：「査察」について

講 師：幸 安夫 日本橋税務署長

開催日時：12月12日（月）13時30分～15時30分

会 場：日本橋支部事務局

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「12/12 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

Tel 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 30名（先着順）

締 切： 12月 5日（月）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

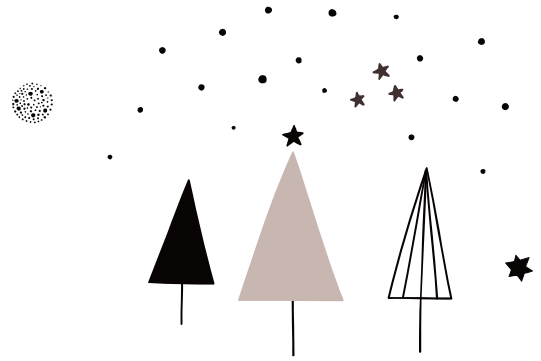
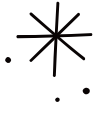
Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727



女子部イベントのお知らせ ❄️

日本橋支部 女性会員のみなさまへ



『骨盤を中心に全身を整えるレッスン』

～しっかり動いてヘルシーな美を目指しましょう～



骨盤の女王 kyo 先生

こんにちは、kyo です。

骨盤は寒くなると引き締まります。この反応を利用すると、初冬がもっともシェイプアップに向いている時期なんです。

骨盤は暖まるとゆるみます。また、ホルモンも影響するので、女性は少しお尻がふっくしたりするのです。

キュッと締まるのは冷たさ、緊張、それを応用すると、少し寒いくらいの部屋でトレーニングするのが、痩身プログラムなのです。因みに、汗は痩せる基準でないことを覚えておいてくださいね。

レッスン内容

- ◆ 骨盤（ペルヴィス）を中心に全身を整える
全身の歪みを取ることで、腰痛・肩こり・首こり・生理痛・冷え性などの不調緩和が期待できます。
- ◆ ウォーキング
歩き方の改善をします。理想的な歩き方は骨盤の8の字運動が身につく、日常の活動代謝がアップします。



日時：12月2日（金）
時間：18時30分より
場所：日本橋支部事務局
参加費：2,000円



今後のレッスンは
2023年1月6日（金）
2023年2月3日（金）
を予定しております。

参加希望者は11/30までに支部事務局までにご連絡ください。みなさまのご参加をお待ちしております。



令和4年11月吉日

東京税理士会日本橋支部
支部長 竹田 修
厚生部長 湯本 康弘

会員各位

～京橋支部ゴルフ部との交流戦のお知らせ～

会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
来年4月にも本年同様京橋支部ゴルフ部と交流戦を行なうこととしました。
下記予定で行うつもりですが、まだコースの予約受付が正式には始まっていないので、来年に入りまして正式に時間等決まりましたら改めて募集致します。

記

日にち： 令和5年4月13日木曜日
場所： 茨城ゴルフ倶楽部東コース（カートあり）
スタート： 8時30分前後から OUT・IN各7組（予定）

繁忙期中、日本橋支部だけで28人集める必要もございますので今から日程をお知らせしておきます。ご興味ございます会員各位におかれましては、是非にとりも予定を空けておいていただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

令和4年11月吉日

会員各位

東京税理士会 日本橋支部
支部長 竹田 修
厚生部長 湯本 康弘
歌舞音曲部長 若狭 茂雄

歌舞音曲部カラオケ忘年会のお知らせ

会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

歌舞音曲部は昨年12月に練習発表会及び忘年会を行って以来、本年再度流行が到来した新型コロナウイルス感染対策のために活動を休止しておりましたが、年内に一度は活動したいとの思いから忘年会を兼ねて久しぶりに練習会を開催することに致しました。20名程度の募集のところ35名定員の部屋を予約し、感染対策を十分に取った形で行いたいと思います。

下記要領で行いますので、奮ってご参加頂きたく宜しくお願い致します。

人数把握のため11月28日までに支部事務局までFAX、電話またはメールにて参加をお知らせ下さい。初めて参加希望の方も大歓迎です。

記

開催日時 : 令和4年12月3日土曜日 14時～17時終了予定

場所 : カラオケの鉄人 人形町店

東京都中央区日本橋人形町1-17-7 ナンヤビル 104号室

東京メトロ日比谷線/都営浅草線 人形町駅A2 出口徒歩0分

半蔵門線水天宮前駅8番出口徒歩2分

カラオケルームですのであまり早くいらしても入れない可能性があります。

5分前くらいから直接ご入室下さい。幹事は10分前からおります。

会費 : 2,000円

昼食は摂ってからお越しください。終了後、2次会も予定しております。

返信は、このままFAXしていただくかメールもしくは電話でも受け付けますので支部事務局宛てにお願いします。

ご参加者氏名

FAX 03-3639-1727

TEL 03-3662-3979

[メール t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)

資産課税部門からのお願い

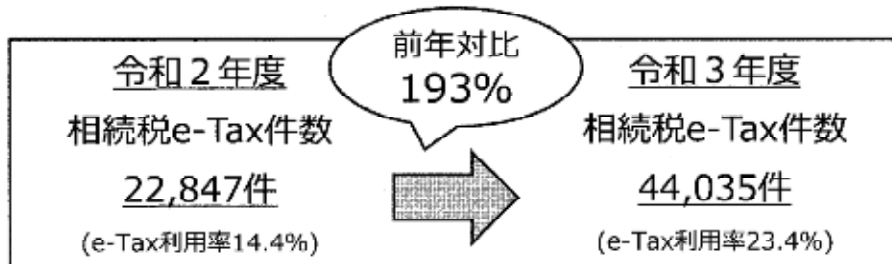
税務行政につきましては日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

相続税e-Taxの利用、相続税の申告における**書面添付制度の活用**及び令和4年分の**確定申告におけるe-Taxの利用**などについて、引き続き、税理士の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いたします。

1 相続税e-Taxの利用

国税庁において「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定し、相続税申告についてはオンライン利用率の目標値が定められました。

相続税申告は、税理士関与割合が高く（約86%）、税理士の皆様に相続税e-Taxを利用いただくことで、より一層の利用率向上に繋がりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。



また、税理士の皆様から相続税e-Taxについて改善要望が多い項目の対応を行っております。

要望1：「添付書類の送信容量が1回当たり8MB、最大88MBと少ない」

⇒令和4年4月から光ディスク等による提出も可能となりました。

(光ディスク等の保存数：1ファイル当たり50MB×1,000ファイル)

提出時の留意事項はこちら ⇒



要望2：「利用者識別番号が分からない場合の確認方法を知りたい」

⇒確認方法については、相続税e-Taxリーフレット裏面のフロー図を参照ください。

なお、利用者識別番号は以下の書類等でも確認できます。

- ① 過去に電子申告を行った申告書の控え
- ② 税務署からの郵送物
- ③ 「変更等届出書」をe-Taxで送信（代理送信可）

相続税e-Taxリーフレットはこちら ⇒



【相続税e-Taxのメリット】

- ✓ 財産取得者の利用者識別番号のみで申告可能
- ✓ 添付書類はイメージデータ（PDF形式）で送信可能
- ✓ 送信した申告等データはデータ保存によりペーパーレス化が可能

2 相続税の申告における書面添付制度の活用

相続税の申告書の作成に当たっては、書面添付制度の活用をお願いいたします。

なお、書面の作成における補助資料として、「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート」及び「書面添付制度に係る添付書面の記載例」が各税理士会の会員専用サイトに掲載されておりますので、活用いただきますようお願いいたします。

3 令和4年分確定申告におけるチェックシート等の活用

令和4年分確定申告においても、引き続き、e-Taxの利用をお願いいたします。

また、「資産税関係添付書類等一覧表（令和4年分）」及び各特例チェックシートにつきましては、国税庁ホームページ内の東京国税局サイト（税に関する情報）に掲載しておりますので、活用いただきますようお願いいたします。

○ 掲載場所

国税庁HP > 国税庁等について > 組織 > 東京国税局 > 税に関する情報

東京国税局サイトはこちら
(掲載は令和5年1月以降の予定です。)



【掲載資料一例】

【譲渡所得チェックシート】

- 譲渡所得申告のチェックシート
- 固定資産（土地や建物など）を交換した場合の特例チェックシート
- 収用等により土地などが買い取られた場合の5,000万円特別控除の特例チェックシート
- 居住用の家屋や敷地（居住用財産）を譲渡した場合の特例チェックシート
- 被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の特例チェックシート
- 相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例チェックシート
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例チェックシート

【贈与税チェックシート】

- 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート
- 相続時精算課税を選択する場合のチェックシート
- 住宅取得等資金の非課税のチェックシート
- 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例のチェックシート

【「贈与税の申告書」への評価明細書の添付のお願い】

贈与税の申告書の作成に当たっては、評価明細書の添付をお願いいたします。

- ✓「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「固定資産評価証明書」
- ✓「上場株式の評価明細書」、「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」

資産税関係添付書類等一覧表(令和4年分用)

I 譲渡所得関係

事 項	添 付 書 類 等	
土地、建物を譲渡した場合 (共通事項)	①「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」 ②売買契約書(譲渡の時及び取得の時に作成したもの)の写し並びに取得費及び譲渡費用等の領収証の写し * 所定の収入印紙の貼付及び消印がされていることを御確認ください	
買 換 等 の 特 例 関 係	1 収用等に伴い代替 資産を取得した場合 の課税の特例 (措法33条)	①収用証明書 ②代替資産の登記事項証明書等 ^(註) ③代替資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ④「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に代替資産を取得する場合)
	2 特定の居住用財産 の買換えの特例 (措法36条の2)	①譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(註) ②譲渡資産に係る売買契約書の写しその他の書類で、その譲渡資産の譲渡に係る対価の額が1億円以下であることを明らかにするもの ③買換資産の登記事項証明書 ^(註) ④買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ⑤買換資産の耐震基準適合証明書、建設住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(該当する場合に限る) ⑥「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年に買換資産を取得する場合) ⑦譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合、譲渡の日前10年以内において譲渡者の住民票に記載されていた住所を異動したことがある場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を10年以上居住の用に供していたことを明らかにするもの ⑧令和6年1月1日以降に個人の居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたことのない家屋である場合には、特定居住用家屋に該当しないことを明らかにする書類
	3 特定の事業用資産 の買換えの特例 (措法37条)	①買換資産の登記事項証明書 ^(註) ②買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ③買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書・領収証等の写し) ④「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合) ⑤措法37条1項各号に掲げる譲渡資産及び買換資産に関する証明書 * 譲渡資産及び買換資産の所在地域を証明した市区町村長が発行する証明書など
	4 特定の事業用資産 の買換えの特例 (震特法12条)	①買換資産の登記事項証明書 ^(註) ②買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ③買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書・領収証等の写し) ④「り災証明書」、「閉鎖建物登記事項証明書」など譲渡資産又は買換資産が被災区域内にあることを明らかにする書類 ⑤「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合) ⑥譲渡をした者の戸籍謄本又は抄本等で、当該譲渡をした者が相続事業用資産を有していた被相続人の相続人(包括受遺者を含む)に該当することを明らかにする書類(相続事業用資産を譲渡した場合)

事	項	添 付 書 類 等
	5 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換えの特例 (措法37条の5①二)	①譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類(譲渡資産の所在地が東京23区内、武蔵野市内又は大阪市内の場合は必要ありません) ②買換資産である中高層耐火共同住宅に係る建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し ③中高層耐火共同住宅に係る事業概要書又は各階平面図等 ④買換資産の登記事項証明書 ^(註) ⑤買換資産の取得に関する売買契約書及び領収証の写し ⑥買換資産を事業の用に供したことを示す書類(賃貸借契約書等) ⑦「買換(代替)資産の明細書」(譲渡の翌年以降に買換資産を取得する場合)
特 別 控 除 の 特 例 関 係	6 土地建物等を収用等により譲渡した場合 (措法33条の4)	①収用証明書 ②公共事業用資産の買取り等の申出証明書 ③公共事業用資産の買取り等の証明書 * 措令22条の4第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その旨を証する書類
	7 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合 (措法34条)	○事業の区分に応じ、特定土地区画整理事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類
	8 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合 (措法34条の2)	○事業の区分に応じ、特定住宅地造成事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類
	9 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合 (措法34条の3)	○農地保有の合理化等のために農地等の買取りがあったことを証する書類
	10 居住用財産を譲渡した場合 (措法35条①)	○譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの
	11 被相続人の居住用財産を譲渡した場合 (措法35条③)	①「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】5面」 ②被相続人居住用家屋等の登記事項証明書 ^(註) ③被相続人居住用家屋等確認書(被相続人居住用家屋の所在市区町村に申請し、交付を受けます) ④耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し ⑤譲渡した被相続人居住用家屋等の売買契約書の写しその他の書類で譲渡に係る対価が1億円以下であることを明らかにする書類
	12 特定の土地等を譲渡した場合 (措法35条の2)	○譲渡した土地等に係る登記事項証明書 ^(註) 又は譲渡資産の取得に関する売買契約書の写し
13 低未利用土地等を譲渡した場合 (措法35条の3)	①低未利用土地等確認書(低未利用土地等の所在市区町村に申請し、交付を受けます。) ②譲渡した低未利用土地等の売買契約書の写しその他の書類で譲渡に係る対価が500万円以下であることを明らかにする書類	

事 項	添 付 書 類 等
14 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措法31条の2)	○事業の区分に応じ、それぞれ添付が必要とされる書類 * 国又は地方公共団体のその土地等を買取った旨を証する書類、土地等の買取りをする者の、一定の事業の用に供するためにその土地等を買取った旨を証する書類など
15 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例(措法31条の3)	①譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(註) ②譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの
16 相続財産を譲渡した場合の課税の特例(措法39条)	○「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」
17 固定資産の交換の特例(所法58条)	①資産の交換に関する契約書、領収証等の写し ②交換譲渡資産及び交換取得資産の交換価額の算定根拠を示す書類 ③交換譲渡資産及び交換取得資産の登記事項証明書 ^(註) ④交換取得資産を交換譲渡資産と同一の用途に供したことを示す書類(賃貸借契約書等)
18 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合(所法64条②)	①「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」 ②保証契約等の内容を明らかにする書類(土地建物等の登記事項証明書 ^(註) 、保証契約書等の写し) ③債権者からの催告書等の写し ④債務者への債権放棄通知書等の写し ⑤保証債務を履行したことを証する書類(領収証・振込金受取書等の写し) ⑥求償権の行使が不能であることを示す書類 * 主たる債務者の財産目録(貸借対照表)、収支明細書(損益計算書)、清算・解散に関する書類等
19 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)	①「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」 ③譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(註) など ④譲渡した資産に土地の上に存する権利(借地権等)がある場合には、土地賃貸借契約書等の写しなどで、所有期間及び面積を明らかにするもの ⑤買換資産の登記事項証明書 ^(註) 、売買契約書の写しなど ⑥買換資産を取得した年の12月31日における買換資産の住宅借入金等の残高証明書 ⑦譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの 《参考：譲渡損失が生じた年の翌年以降の年分》 ①その年において控除すべき譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎、その他参考となるべき事項を記載した明細書 ②控除を受けようとする年の12月31日における買換資産の住宅借入金等の残高証明書

事 項	添 付 書 類 等
20 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 (措法41条の5の2)	①「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」 ③譲渡した土地建物等の登記事項証明書 ^(注) など ④譲渡した資産に土地の上に存する権利(借地権等)がある場合には、土地賃貸借契約書の写しなどで、所有期間を明らかにするもの ⑤譲渡契約締結日の前日における譲渡資産の住宅借入金等の残高証明書 ⑥譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と譲渡資産の所在地とが異なる場合には、戸籍の附票の写しなどの書類で譲渡者が譲渡資産を居住の用に供していたことを明らかにするもの 《参考：譲渡損失が生じた年の翌年以降の年分》 ○その年において控除すべき譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎、その他参考となるべき事項を記載した明細書
21 株式等を譲渡した場合 (一般の場合)	○「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」
22 株式等を譲渡した場合 (特定口座で取引している場合)	○「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」(株式等を譲渡した年において、一の特定口座以外に株式等の譲渡がないときは、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます)
23 株式等を譲渡した場合 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例) (措法37条の12の2)	①「年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 ②「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」(株式等を譲渡した年において、一の特定口座以外に株式等の譲渡がないときは、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます)

(注) 不動産番号等を記載した明細書又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をしていただくことで、登記事項証明書の添付を省略することができます。

II 贈与税関係

事 項	添 付 書 類 等
共通事項	○贈与を受けたことを証する書類 * 贈与契約書の写し・預(貯)金通帳の写し・登記事項証明書等
1 財産評価関係	①「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」 * 公図(測量図等)の写し・登記事項証明書、登記済権利証の写し等 * 特定路線価又は個別評価に基づいて評価した土地等がある場合には、特定路線価回答書又は個別評価回答書の写し ②「市街地農地等の評価明細書」 ③「一般動産及び船舶の評価明細書」 ④「特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書」 ⑤「営業権の評価明細書」 ⑥「上場株式の評価明細書」 ⑦「登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書」 ⑧「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」(第1表の1～第8表) * 法人税の申告書の写し・決算書の写し等 * 特定株式等を評価する場合は、特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書 ⑨「信託受益権の評価明細書」 ⑩「定期金に関する権利の評価明細書」 ⑪「山林・森林の立木の評価明細書」 ⑫「定期借地権等の評価明細書」 ⑬「配偶者居住権等の評価明細書」 ⑭その他、財産の評価上参考となる事項についての書類等
2 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 (措法70条の2の5)	○受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で次の内容を証する書類 イ 受贈者の氏名、生年月日 ロ 受贈者が贈与者の直系尊属に該当すること * 基礎控除及び配偶者控除の規定による控除後の課税価格が300万円以下である場合には、添付は不要です * この特例を受けるため、過去の年分の申告書又は更正の請求書に上記書類を添付している場合には、当該申告書又は更正の請求書を提出した税務署の名称及びその提出に係る年分を贈与税の申告書の第1表の所定の欄に記入することにより、添付は不要となります
3 贈与税の配偶者控除 (相法21条の6)	①受贈者の戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写し(財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限り)ます) ②受贈者が取得した居住用不動産に関する登記事項証明書 ^(特) 、その他の書類で当該受贈者が当該居住用不動産を取得したことを証するもの

事 項	添 付 書 類 等
4 相続時精算課税の選択をする場合 (相法21条の9)	①「相続時精算課税選択届出書」(贈与者ごとに作成) ②受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で次の内容を証する書類 イ 受贈者の氏名、生年月日 ロ 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫に該当すること * 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「イの内容を証する書類」及び「受贈者が贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります * 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「イの内容を証する書類」及び「受贈者が贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式会社等の取得をしたことを証する書類」となります
5 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例を選択する場合 (措法70条の3)	住宅用家屋の新築工事の完了時期や受贈者の居住の時期等により添付書類が異なりますので、詳しくは、令和4年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の『住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート「新築又は取得用」又は『住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート「増改築等用」を御確認ください。
6 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例 (措法70条の2)	住宅用家屋の新築工事の完了時期や受贈者の居住の時期等により添付書類が異なりますので、詳しくは、令和4年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート「新築又は取得用」又は『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート「増改築等用」を御確認ください。

注1 贈与税申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をしていただくことで、登記事項証明書の添付を省略することができます。

注2 贈与税の納税猶予関係については、令和4年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の「令和4年分贈与税の申告のしかた」を御確認ください。

税理士顧問料専門の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

未収金を防ぎ、
業務負担を大幅軽減！

「報酬自動支払制度」の特長は動画でご確認いただけます！

「報酬自動支払制度」のご案内

税理士報酬専門の
口座振替による
自動集金システム

報酬自動
支払制度

詳しくは
コチラ



郵送型「POST」について

報告帳票は
郵送でお届け！



詳しくは
コチラ



ネット型「e-NET」について

登録や変更は
ネットで簡単！



詳しくは
コチラ





報酬自動支払制度が選ばれる理由

理由1 実績に基づく信頼のネットワーク

- 税理士協同組合事業として45年余りの実績があります。
- 全国の金融機関をご利用いただけます。

理由2 用途に応じて選べる2つのタイプ

方式	特長	費用	POST/e-NET 共通事項
 ネット型「e-NET」 e-NETの集金支援システム 特許取得 (特許第5117097号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 請求・管理業務の効率化を図りたい先生にお勧め! ● 最大27ヶ月分のデータを保管 ● 時間・場所を選ばずアクセス可能 ● 管理スタイルに応じて選べる2つのタイプ「売上管理型」「振替管理型」 <p>ネット型「e-NET」特許サービス 税理士先生に代わり貴と先様へ「請求書」をメールで無料送信できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金・・・1,800円/月 (5日、28日可振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。) □ 口座振替請求手数料・・・240円/件 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振替日 28日 or 5日 関与先様毎に選択できます ■ 振込日 振替日の5営業日後 ■ オプションサービス 振替前に関与先様へ「振替のお知らせ」(ハガキ)を送付できます。(65円/件)
 郵送型「POST」	<ul style="list-style-type: none"> ● 1件から気軽に始めたい先生にお勧め! ● 基本料金0円! 1件335円から利用可能 ● ネット型「e-NET」への移行も簡単 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用料金 基本料・・・無料 □ 口座振替請求手数料・・・335円/件 	

*表示金額に消費税は含まれません。

理由3 税理士専門だから便利!

- 請求金額は「消費税」「源泉税」を別枠で表示!
簡単なお手続きで金額の追加・変更ができます。



控除 停止	請求日	相 目	金 額	消費税	源泉税	差引額	備 考
<input type="checkbox"/>	2020/08	月決報酬	50,000	5,000	5,105	49,895	
<input type="checkbox"/>		月決報酬					



送付 区分	関与先名称	当月の報酬等の振替請求明細												
		月決報酬(円)				臨時報酬(円)			立替金等(円)					
		実行コード	品名	月決報酬	消費税	源泉税	請求金額	臨時報酬	消費税	源泉税	請求金額	立替金等	消費税	源泉税
A	(有)日税デザイン			27000	2700	2756	26944	200000	20000	20420	199580			
B		A015												
E	(有)日税商店			50000	5000	5105	49895					82988	0	82988

理由4 定期・定額の請求以外にも対応!

年1回の確定申告や不定期に発生する相続税の申告などの報酬にもご利用可能です。
また、郵券代、印紙代などの立替金も合わせて請求いたします。

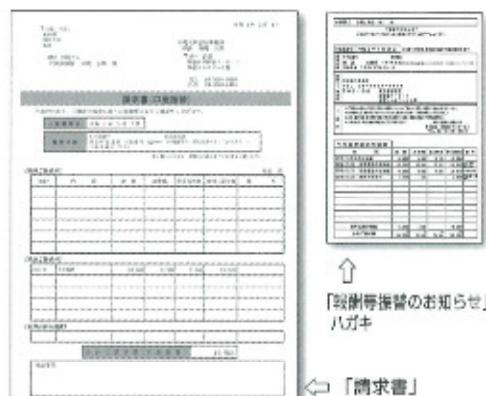
です。顧問料を関与先様の口座から引き落とし、税理士先生の口座へまとめてお振り込みいたします。

集金業務の負担を軽減

● 請求書の発行が不要になります

振替前に関与先様へメールで「請求書」を自動で送信（無料）または、「振替のお知らせハガキ」（65 円 / 件）を送る事ができます。

	「請求書」メール送信 (無料)	「振替のお知らせハガキ」 (65 円 / 件) 「口座振替利用」の関与先のみ	「請求書」プリントアウト (無料)
ネット型「e-NET」	◎	◎	◎
郵送型「POST」	×	◎	×



● 集計資料は自動生成されるので、売上管理に便利です。

ネット型「e-NET」は、任意の条件設定により「月別集計表」を出力できます。

郵送型「POST」は 7 月に「半年次集計表」1 月に「年間集計表」をお届けします。

ネット型「e-NET」月別集計表

郵送型「POST」集計表

報酬自動支払制度なるほど Q&A

Q1 e-NET「売上管理型」と「振替管理型」の違いって？

A	<p>売上管理型</p> <p>口座振替を「利用」する関与先様と併せて、口座振替を「未利用」の関与先様もご登録でき、総合的な売上管理が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月収納した顧問料が、「前月分」「当月分」「翌月分」のいずれに該当する顧問料なのかを関与先様ごとに設定できます。 ・ 関与先様ごとに、最大27ヵ月分の報酬台帳、立替金台帳を作成できます。 ・ 「請求」「振替」「入金」ベースで集計が可能です。 ・ 未収金の報酬を自動的に一覧表示します。 ・ 口座振替を「未利用」の関与先様の領収書・請求書も作成できます。
	<p>振替管理型</p> <p>口座振替を利用される関与先様のみ管理するシンプルな設計です。 振替日ごとに振替金額を集計いたします。</p>

Q2 口座振替ができなかった場合はどうなるの？

A 関与先様ごとに再請求「する」か「しない」かの設定ができます。再請求「する」と設定した関与先様は、振替できなかった場合、自動的に翌月に振替できなかった分を合算して請求します。

Q3 e-NETの体験版があるって聞いたんだけど？

A ホームページで e-NET 体験版がご利用できます。ぜひお試しください！

[報酬自動支払制度](#)

関与先様の集金業務は **My 集金 NET** にお任せください。

My 集金 NET は取引先様の口座から請求金額を引き落とし、お客様の口座へまとめて入金する **自動集金システム** です。

メリット1

請求がない月は、手数料不要！
初期費用はかからないので
1件から気軽に利用できます

メリット2

不定期に発生する
集金にも対応！
毎月の集金はもちろん、隔月、年1回の
集金にも利用できます。

メリット3

口座振替で**入金率 UP!**
口座振替により自動集金されるので、
支払漏れや支払遅延が回避できます。

導入例



家賃・駐車場利用料



スクール月謝



保育・介護利用料



会費

利用料金

- ・基本料 (振替実施月のみ) **1,800円/月**
- ・口座振替請求手数料 **240円/件**

(消費税別)

振替日・振込日

- ・振替日 **28日** (休日の場合は翌営業日)
- ・振込日 **振替日の5営業日後**

〈紹介謝礼〉

関与先様の利用開始確認後、
税理士先生に **30,000円**
お支払いいたします。

「報酬自動支払制度」「My 集金 NET」の資料請求票

ご希望の資料に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <input type="checkbox"/> 「報酬自動支払制度」 <input type="checkbox"/> 「My 集金 NET」		ZOOM を使用したオンライン説明を実施しております。 ご希望の方にはメールで日程調整のご連絡を致します。 <input type="checkbox"/> ZOOM での説明希望	
お名前		税理士登録番号	
事務所名		電話番号	
ご住所	〒 _____		
メールアドレス <small>ZOOMでの説明をご希望の場合、 ご記入ください。</small>	_____ @ _____		



「報酬自動支払制度」は、ホームページからも資料請求・申込みが可能です。

上欄で記入の上、FAX 願います。
FAX 03-3340-6493

報酬自動支払制度 **検索**



【個人情報のお取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、資料の送付および到達確認並びに、日税グループの「商品」や「サービス情報」のご案内以外には一切使用しません。
 なお、当社「個人情報のお取り扱いについて」は、ホームページにてご覧いただけます。 <https://www.nichizei.com/nbs/privacy/>
 個人情報のお問い合わせは、右記までご連絡ください。(株)日税ビジネスサービス 業務本部長 03-3345-0888 制作 ©(株)日税ビジネスサービス '22.07